

第2期介護保険事業計画の 策定について (その8)

前回までで、介護保険の利用者や利用回数などについて、お知らせしました。
今回は、介護保険の利用に伴う、保険料の算出についてお知らせします。

① 介護サービス給付費を求める

平成13年度の利用実績から各サービスの要介護度別の1回当たりの費用を計算します。

各サービスの単価に、各年度のそれぞれの利用見込み回数を行います。

サービスの種類ごとに保険の給付率を乗じて、各年度での介護保険給付額を推計します。

〈参考〉

在宅サービスの保険給付率 9割

ケアプラン費用 10割

施設サービスの保険給付率 8割

8割8分3厘

※費用推計については、9月末時点の数値であり、介護報酬の改定などの事情により、今後変更することもありますのでご了承ください。

保険給付費の見込み額

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
在宅サービス総費用①	776,123	839,576	887,669	2,503,368
在宅サービス給付率②		90.0%		—
在宅サービス給付費③=①×②	698,511	755,618	798,902	2,253,031
施設サービス総費用④	925,259	927,627	945,715	2,798,601
施設サービス給付率⑤		88.3%		—
施設サービス給付額⑥=④×⑤	817,004	819,095	835,066	2,471,165
ケアプラン費用⑦	57,595	60,908	64,910	183,413
福祉用具購入費給付費⑧	3,000	3,500	4,000	10,500
住宅改修給付費⑨	23,000	25,000	27,000	75,000
高額介護サービス費⑩	15,000	16,000	17,000	48,000
審査支払手数料⑪	2,813	2,930	3,047	8,790
給付費⑫=③+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪	1,616,922	1,683,051	1,749,925	5,049,899

② 保険料算出の流れ

3年間の保険からの給付費が見込まれたあとに、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料を計算します。大まかな計算の方法は次のとおりです。

3年間に必要なお金(給付費)の内、国、県、市町村、40歳から64歳までの方(第2号被保険者)で負担する費用を差し引き、第1号被保険者で負担しなければならぬ金額を計算します。

保険料(基準額)は、原則3年間変更を行わないために各年度での負担する額を平均し、3年間の65歳以上の平均人口で割ることにより保険料が決まります。

(注) 保険料の計算のためには、平成12年度から平成14年度までの余剰金の使い方や、75歳以上の高齢者数が全国平均より多いことによつて、要介護状態になる方が多くなる可能性が高くなることからコストの補正、高齢者の所得分布の低さによる補正などを行って細かく計算されます。